
知的財産権講義

主として特許制度の理解のために

池田 博一
高エネルギー加速器研究機構 素粒子原子核研究所

平成16年8月10日

概要

講義録の各章ごとに設けられている目次をとりまとめて、検索の便に供する
ようにしました。

提案趣旨

Contents

1 講義予定	1
A 知的財産権講義の開設に関する提案	4

第1章

Contents

1 参考文献等	6
2 設問	8
3 知的財産権、知的所有権、産業財産権、工業所有権	9
3.1 知的財産権、知的所有権	9
3.2 産業財産権、工業所有権	10
4 特許法の目的	10
4.1 産業の発達	10
4.2 発明の保護	11
4.3 発明の利用	11

5	発明の定義	12
5.1	自然法則の利用	12
5.2	技術的思想	13
5.3	創作	13
6	産業上利用	13
A	アメリカ合衆国における知的財産権の保護	14
A.1	合衆国憲法	14
A.2	合衆国特許法	14
A.3	アンチパテントとプロパテント	15
B	日本版バイドール法	15
C	判例研究	17

第2章

Contents

1	設問	28
2	特許を受けることができる者	29
2.1	権利能力	29
2.1.1	日本国民の場合	29
2.1.2	日本国籍を有しない者	29
2.2	特許を受ける権利	30
2.2.1	権利の主体	30
2.2.2	権利の客体	31
2.2.3	権利の効力	31
2.2.4	権利の変更	31
2.2.5	権利の消滅	32
3	特許を受ける権利の共有	32
3.1	特許を受ける権利が共有となる場合	32
3.1.1	共同発明	32
3.1.2	着想者と着想を具体化した者	32
3.1.3	一部移転・譲渡	33
3.1.4	共同相続	33
3.2	特許を受ける権利が共有の場合の取扱い	33
3.2.1	持分平等の推定	33
3.2.2	持分の譲渡等	33
3.2.3	共同出願	33

4	職務発明	34
4.1	職務発明制度の趣旨	34
4.2	職務発明の成立要件	34
4.2.1	従業者等がした発明	34
4.2.2	業務範囲に属する発明	35
4.2.3	従業者等の現在または過去の職務	35
4.3	職務発明の取扱い	35
4.3.1	職務発明である場合	36
4.3.2	職務発明でない場合	36
4.4	国有特許、機関有特許	36
4.4.1	現在の取扱い	36
4.4.2	法人化後の取扱い	37
A	判例研究	37

第3章

Contents

1	設問	59
2	出願書類の概要	60
2.1	書面主義	60
2.2	願書	60
2.2.1	明細書	62
2.2.2	特許請求の範囲	65
2.2.3	必要な図面	68
2.2.4	要約書	69
2.3	その他の必要書類	70
2.4	出願の瑕疵	70
A	発明届け	71
B	明細書等の具体例	80
B.1	書誌的事項	80
B.2	特許請求の範囲	81
B.3	発明の詳細な説明	82
B.4	図面の簡単な説明	92
B.5	要約書	92

第4章

Contents

1	設問	95
---	----	----

2 特許出願の効果	96
2.1 手続き的效果	96
2.1.1 特許出願が特許庁に係属	96
2.1.2 特許出願の日が確定	96
2.1.3 出願公開の対象となる	97
2.1.4 実体的要件の審査の対象となる	99
2.1.5 出願人の手続き	99
2.2 実体的効果	100
2.2.1 先願の地位の発生	100
2.2.2 パリ条約に基づく優先権の発生	100
2.2.3 国内優先権の発生	100
2.2.4 特許を受ける権利の移転が可能	102
A 特許出願人が出願審査の請求をする場合に留意すべき事項	102
B 出願公開の更なる意義	103
C 警告を受けた場合の対応	105
D 判例研究	106

第5章

Contents

1 設問	112
2 特許要件（その1）	113
2.1 新規性	113
2.1.1 時期的基準	113
2.1.2 地域的基準	113
2.1.3 客体的基準	114
2.1.4 両発明の対比	115
2.2 進歩性	115
2.2.1 時期的基準	115
2.2.2 主体的基準	115
2.2.3 客体的基準	116
2.2.4 進歩性の判断	117
2.3 新規性喪失の例外	117
2.3.1 主体的要件	117
2.3.2 客体的要件	118
2.3.3 手続き的要件	119
2.3.4 適用の効果	119
A 判例研究：刊行物	120
B 判例研究：進歩性	127

第6章

Contents

1 設問	138
2 特許要件(その2)	139
2.1 先願	139
2.1.1 先願主義とその意義	139
2.1.2 先後願の時期的基準	139
2.1.3 先後願の客体的基準	139
2.1.4 発明の同一性の判断	140
2.1.5 先後願の主體的基準	140
2.1.6 競合する出願の取扱い	140
2.2 拡大された先願	141
2.2.1 拡大された先願の地位とその意義	141
2.2.2 時期的基準	141
2.2.3 客体的基準	141
2.2.4 先願の対象となる発明	142
2.2.5 発明者同一の場合の不適用	142
2.2.6 出願人同一の場合の不適用	142
2.3 冒認	143
2.4 公序良俗違反	143
2.5 条約による不特許事由	144
A 判例研究:先願	145
B 判例研究:拡大された先願	164

第7章

Contents

1 設問	168
2 特許要件(その3)	169
2.1 発明の単一性概念の制度的沿革	169
2.2 出願の単一性	169
2.3 発明の単一性	173
2.3.1 37条改正の目的	173
2.3.2 発明の単一性の考え方	173
2.3.3 発明の単一性の類型	174
2.3.4 発明の単一性の審査手法	177
2.3.5 発明の単一性を満たさないとして拒絶理由通知を受けた場合	177
2.4 特許要件のまとめ	178

A 先行技術調査	179
A.1 各国特許庁の提供する検索情報	179
A.1.1 日本国特許庁	179
A.1.2 米国特許商標庁	181
A.1.3 欧州特許庁	182
A.1.4 世界知的所有権機関	183
A.2 民間の提供する特許検索	184

第8章

Contents

1 設問	186
2 特許要件(その4)	187
2.1 補正	187
2.1.1 補正の主体	187
2.1.2 時期的制限	187
2.1.3 内容的制限	188
2.1.4 補正の手続	189
2.1.5 補正の効果	189
3 特許出願の審査をめぐる攻防	190
3.1 拒絶理由の通知に対する対応	190
3.1.1 意見書の提出	191
3.1.2 他の法域への出願変更	192
3.1.3 出願の分割	194
3.1.4 取下げ、放棄	195
3.1.5 特許出願の査定	195
3.2 拒絶査定に対する審判	196
3.2.1 審判	196
3.2.2 前置審査制度	197
3.3 高等裁判所への出訴	197
A 判例研究 A	197
B 判例研究 B	200

第9章

Contents

1 設問	213
-------------	------------

2	特許権の発生と消滅	214
2.1	特許権の成立	214
2.2	特許権の消滅	214
2.2.1	存続期間の満了	215
2.2.2	特許無効審判の確定	215
2.2.3	特許料不納	216
2.2.4	特許権の放棄	217
2.2.5	独占禁止法 100 条による特許の取り消し	217
2.2.6	相続人不存在	218
2.2.7	特許権消滅の効果	218
2.3	特許権の存続期間の延長制度	219
2.4	無効審判の詳細	220
2.4.1	請求要件	220
2.4.2	審判の審理	221
2.4.3	審決とその効果	222
A	無効確定前に特許権に基づいてなされた行為を巡る法律関係	223
A.1	実施料	223
A.2	訴訟の提起	223
A.3	仮処分申請	224
A.4	訴訟外の権利主張行為	224
A.5	和解の効力	224
B	特許料	224
B.1	納付金額	224
B.2	減免または猶予	225
B.2.1	3 年間の経過措置	226
B.2.2	特許法に規定する減免措置	226
B.2.3	産業活力再生特別措置法に規定する減免措置	228
B.2.4	産業技術力強化法に規定する減免措置	228
C	判例研究 A	230
D	判例研究 B	235

第 10 章

Contents

1	設問	244
2	特許権の効力	245
2.1	積極的効力（独占的効力）	245
2.2	消極的効力（排他的効力）	247
2.2.1	民事的救済	247
2.2.2	刑事的救済	247
2.3	特許権の効力の制限	248

2.3.1	積極的効力の制限	248
2.3.2	消極的効力の制限	249
A	判例研究 A	251
B	判例研究 B	253
C	判例研究 C	257

第11章

Contents

1	設問	265
2	許諾による実施制度	266
2.1	専用実施権	266
2.2	許諾による通常実施権	266
2.3	独占的通常実施権	267
3	許諾によらない実施制度	268
3.1	法定通常実施権	268
3.1.1	職務発明による通常実施権	268
3.1.2	先使用による通常実施権	269
3.1.3	無効審判の請求登録前の実施による通常実施権	270
3.1.4	意匠権存続期間満了後の通常実施権	270
3.1.5	再審による特許権の回復前の実施等による通常実施権	271
3.2	裁定による通常実施権	271
3.2.1	不実施の場合の通常実施権の設定の裁定	271
3.2.2	自己の特許発明を実施するための通常実施権	272
3.2.3	公共の利益のための通常実施権の設定の裁定	272
3.2.4	裁定の手続き	273
3.3	一機関としての実施	273
A	判例研究 A	274
B	判例研究 B	277

第12章

Contents

1	設問	284
---	----	-----

2	特許権の侵害	285
2.1	直接侵害	285
2.1.1	成立要件	285
2.2	間接侵害	286
2.2.1	物の特許発明における成立要件	286
2.2.2	方法の特許発明（物の生産方法の特許発明を含む）における成立要件	288
2.3	特許発明の技術的範囲	288
2.3.1	請求の範囲基準の原則	288
2.3.2	詳細な説明参酌の原則	289
2.3.3	出願経過参酌の原則	289
2.3.4	公知事実参酌説	289
2.3.5	意識的除外論・限定論	290
2.3.6	均等論	290
2.4	判定制度	291
A	判例研究 A	292
B	判例研究 B	298

第13章

Contents

1	設問	303
2	特許権侵害をめぐる攻防	304
2.1	特許権者等の対応	304
2.1.1	警告書の送付	304
2.1.2	差止の仮処分	305
2.1.3	裁判の提起	305
2.1.4	訂正の請求	306
2.1.5	刑事事件として告訴	307
2.2	侵害を問われた者の対応	307
2.2.1	侵害の成否等の確認	307
2.2.2	特許権を侵害している場合	308
2.2.3	特許権を侵害していない場合	308
2.3	立証責任の緩和	309
2.3.1	損害額の推定	309
2.3.2	過失の推定	310
2.3.3	生産方法の推定	310
2.3.4	具体的態様の明示義務	311
2.3.5	書類の提出等	311
2.3.6	損害計算のための鑑定	312
2.3.7	相当な損害額の認定	312
2.4	和解、調停、仲裁	312
2.4.1	和解	313

2.4.2	調停	313
2.4.3	仲裁	313
3	実用新案権の権利行使	314
3.1	権利者の注意義務	314
3.2	技術評価書	314
A	実用新案法の新たな意義	317
B	判例研究	317

第14章

Contents

1	設問	322
2	パリ条約	323
2.1	パリ条約の特色	323
2.2	内国民待遇の原則	324
2.3	優先権	324
2.3.1	優先権の要件	325
2.3.2	優先権の効果	325
2.4	特許独立の原則	326
2.5	特別の取決め	327
2.6	その他	328
2.6.1	紛争解決手段	328
2.6.2	パリ条約と国内法との関係	328
3	TRIPS 協定	328
3.1	TRIPS 協定の特色	328
3.1.1	TRIPS 協定における保護対象	329
3.1.2	パリ条約プラスアプローチ	329
3.1.3	内国民待遇	330
3.1.4	最恵国待遇	330
3.1.5	消尽問題につき規律を設けないこと	331
3.1.6	知的所有権の行使の確保	331
3.1.7	紛争の防止及び解決	332
3.1.8	留保	332
3.1.9	特許法への影響	332
A	判例研究	333
B	工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約	340
C	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 1 C)	357

第15章

Contents

1 設問	381
2 PCT 制度とは	382
2.1 PCT の目的	382
2.1.1 出願人及び各国特許庁の重複労働の軽減	382
2.1.2 技術情報の集中と拡散	382
2.1.3 開発途上国への技術援助	383
2.2 目的達成のための制度	383
2.2.1 国際出願制度	383
2.2.2 国際調査制度	383
2.2.3 国際公開制度	384
2.2.4 国際予備審査制度	385
2.2.5 技術的業務の提供	385
2.3 PCT 出願の手続き	386
2.3.1 国際出願の効果	387
2.3.2 国際段階の手続き	389
2.3.3 国内段階移行手続き	390
2.4 パリ条約との関係	391
2.4.1 パリ条約の特別取極めのひとつであること	391
2.4.2 パリ条約の三大原則との関係	391
2.4.3 その他	392
2.5 その他	392
2.5.1 紛争処理	392
2.5.2 条約の言語	392
A 1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約	393

以上